

# 共生社会システム学会 会則

## 第1章 総則

### 第1条 (名称)

- 一 本会は「共生社会システム学会」と称する。
- 二 本会の英文名は“The Association for *Kyosei* Studies (略称 AKS)” とする。

## 第2章 目的および事業

### 第2条 (目的)

本会は、共生社会を体系的総合的に把握・認識し、またそれを実践に役立てることができ  
る「共生社会システム学」の研究の推進を目的とする。

### 第3条 (事業)

前条の目的を達成するため、本会は以下の活動を行う。

- 一 研究大会の開催
- 二 学会誌『共生社会システム研究』の刊行
- 三 内外の学会その他の関係機関との連絡
- 四 その他本会の目的に照らして適当な事業

## 第3章 会員

### 第4条 (会員の区分)

本会の会員は以下の通りとする。

- 一 正会員 本会の目的に賛同し、本会の事業に参加もしくは協力する者
- 二 学生会員 本会の目的に賛同する大学院生もしくはそれに準じる者
- 三 賛助会員 本会の目的に賛同し、本会の事業に協力する団体
- 四 名誉会員 本会の発展に特に功績のあったもので、総会の承認を得た者

### 第5条 (会員の権利)

- 一 会員は、本会の行う事業に参加し、本会の一般刊行物1部の配布を受けることができる。
- 二 会員は、本会の学会誌に論文を投稿することができる。
- 三 会員は、本会の大会等で研究成果を発表することができる。
- 四 正会員および学生会員は、総会に出席して議決に参加し、新理事の承認権を持つ。

### 第6条 (入会)

本会に入会を希望する者は、別に定める様式の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認  
を受けなければならない。

### 第7条 (入会金および会費)

- 一 会員は総会において別に定めるところにより会費を納入しなければならない。

- 二 納入した会費等は返還しない。
- 三 会費を3年以上滞納した会員は、会員の権利を停止する。
- 四 会長は、会費を3年以上滞納した会員を除籍することができる。
- 五 会費滞納による除籍処分を受けた者も理事会の承認を得て再度入会することができる。

#### 第8条（資格の喪失）

会員は、以下の事由によって資格を喪失する。

- 一 退会したとき
- 二 会員が死去し、または賛助会員である団体が解散したとき
- 三 会費滞納によって除籍されたとき
- 四 除名されたとき

#### 第9条（退会）

- 一 会員が退会するときは、別に定める様式によって退会届を会長に提出しなければならない。
- 二 退会に際しては、会費の未納分を納入しなければならない。

#### 第10条（除名）

会員が以下の各号の一に該当するときは、理事会において全理事の3分の2以上の文書による同意を得た上で、会長が除名することができる。

- 一 本会の名誉を傷つけ、または本会の活動を著しく妨害する行為があったとき

### 第4章 役員等

#### 第11条（理事）

- 一 本会に30名以内の理事と2名の監事をおく。
- 二 理事と監事は兼ねることができない。
- 三 理事の任期は2年とする。役員の前任は妨げない。
- 四 学会の継続的発展を考慮して、理事は現理事会が推薦し、総会にて会員の信任を得る。

#### 第12条（会長および副会長）

- 一 理事の互選により1名の会長および若干名の副会長を選出する。
- 二 会長は本会を代表し、理事会を主宰する。
- 三 会長に事故あるときは、副会長のうちの1名が会長職務を代行する。
- 四 会長は必要に応じ、会員の中から顧問を選出し委嘱できる。委嘱にあたっては、運営委員会の承認を得る。

#### 第13条（その他の役員の前任）

- 一 理事は、会長を補佐し、会務を執行する。
- 二 監事は、本会の活動および会計の監査を行う。

### 第5章 機関

#### 第14条 (総会)

- 一 通常総会および研究大会は毎年一回開催しなければならない。
- 二 通常総会では、予算・決算の承認、役員を選出、会費の決定、会則の変更、その他の議題を討議する。
- 三 臨時総会は必要に応じ、理事会の議を経て、会長が召集する。
- 四 総会での議決は、別に定める事項を除き、出席した正会員および学生会員の過半数（委任状を含む）による。

#### 第15条 (理事会)

- 一 理事会は毎年一回以上開催しなければならない。理事会は過半数の理事の出席をもって成立する。
- 二 理事会では、総会議案の承認、会長、副会長、運営委員長および副委員長、編集委員長および副委員長並びに総務担当理事の選出、会員の入退会並びに除名の承認、その他の議題を討議する。
- 三 理事会は会長が適宜招集し、出席した理事の過半数により決議することができる。

#### 第16条 (運営委員会および運営委員会事務局)

- 一 理事の互選により、1名の運営委員長および1名の副委員長を選出する。
- 二 理事の互選により、1名の総務担当理事を選出する。
- 三 運営委員会は、運営委員長および副委員長、会長、副会長、編集委員長および副委員長、総務担当理事をもって構成する。
- 四 運営委員会は会の日常的な活動について企画・運営等を行う。
- 五 運営委員会の下に事務局を置く。事務局の構成員は運営委員長が指名する。
- 六 運営委員会事務局は、会員名簿を管理し、予算の執行をつかさどる。ただし、本会が行う特定の事業に関して特別会計を設け、それに関する予算の執行を会長が指名する者に委嘱することができる。

#### 第17条 (編集委員会)

- 一 理事の互選により、1名の編集委員長および1名の副委員長を選出する。
- 二 編集委員会は、編集委員長が推薦し理事会の承認を得た会員により構成する。
- 三 編集委員会は、別に定めるところにより、学会誌『共生社会システム研究』を発行する。

### 第6章 会計

#### 第18条 (会計年度)

本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

#### 第19条 (予算および決算)

- 一 本会に一般会計と研究大会特別会計を置く。
- 二 本会の予算は総会の議決によって定める。
- 三 運営委員会事務局は、会計年度終了後最初の通常総会までに決算書類を作成し、監事の

監査を経て総会の承認を受けなければならない。

## 第7章 所在地

### 第20条（所在地）

本会の所在地は、府中市栄町 1-5-2 池田ビル 203 号室 日本環境研究所内 とする。

## 第8章 設立年月日

### 第21条（設立年月日）

本会の設立年月日は、2006年10月7日とする。

## 第9章 会則の変更

### 第22条（会則の変更）

- 一 会則の変更の発議は、理事会の議決または普通会员の5分の1以上の連署による要求によって行われる。
- 二 会則の変更は、総会において出席した正会員（委任状を含む）の過半数の同意による。

## 付則

- 一 本会則は2006年10月7日より実施する。（2008年7月26日一部変更，2009年8月1日一部変更，2017年9月3日一部変更，2024年9月14日一部変更）